

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 人権擁護運動

第一節 松川事件

一 松川事件について公正な裁判を要求し、被告たちの無罪釈放を求める運動は、一九五三年における人権擁護運動の中心として広汎な発展をとげた。被告の無実を明らかにしようという運動が国民的な規模で発展した。従前、救援活動は、国民救援会が中心となって進められて来たが、五三年二月に雑誌「世界」が松川事件特輯を行って一審判決の疑点を指摘した頃から急速度に労働組合や文化人が活発な活動を始めようになった。まず二月二日に全造船労組は第七回中央委員会をひらいて松川事件被告の無罪釈放運動について、一、無罪釈放の署名を至急行い各方面に働きかける、二、中央委員会名及び各分会名をもって裁判長に対し無罪釈放の要請文を送る、三、機関紙を通じて裁判の動きを報道する、四、資金カンパを早急に実行する、五、中央執行委員会は情勢の変化に応じ適当な対策を講ずると共に各友誼団体と協力して世論喚起の闘いを進める、の五項目の決議を行って早速実行にかかり、五月五日には国鉄労組米子地本、同月二七日には福岡県労評、六月九日には大分県労評がそれぞれ公正裁判要求を決議し、同月一〇日には全学連大会が無罪釈放を決議した。更に六月一二日から鬼怒川で開かれた国鉄労組全国大会は事件の地元の福島地本が提案した公正裁判要求と調査団現地派遣の決議を圧倒的多数で決議し、一三日には自治労連大会と日教組第一四回大会が同旨の決定を行った。この頃他にも神奈川県地評、全国土建等が公正裁判要求を決議し、七月に入ってから国鉄中闘、新潟地本がそれぞれ調査団を現地に派遣する等の動きがみられたが一一日に至って遂に総評第四回全国大会は被告二階堂園子の挨拶と訴えをきいた上、国鉄労組の提案した「松川事件について公正裁判を要求する件」をとりあげてこれを可決した。

他方、国民救援会は三月二三、二四日、仙台で第二六回中央委員会を開いて四月一日から七月三〇日迄を陰謀粉碎月間と定めて松川事件救援に全力をあげることを決定し、保釈中の被告、家族会は全国を行脚して宣伝に当ることになった。大内、小林、二階堂(園)等の被告は上京して関東地方を始め九州迄も出張し、家族もまた手分けして関西、九州等を広く廻って訴えた。

大牟田の三池炭鉱労組は無罪釈放署名運動を進め一万〇三三一名の署名をえて松川事件対策委員会に送り、岡山県議会は左右両社、自由党を含めて議員二七名の公正裁判要請署名を集め、東京の日本製鋼赤羽労組は一〇月一日の定期大会で松川被告に激励のメッセージを可決し、夏から秋にかけて運動は益々横にひろがっていった。北海道岩見沢を中心とした炭鉱では炭婦協を中心に、炭鉱労働者、附近商工業者がこれに応じて松川公正判決要請の署名運動を起し、実に四万二八九四名の署名をみつめた。

一〇月下旬からは判決が近づくにつれて大規模な集会が各地にひらかれ、労働組合・民主団体

は文化人と共に被告の釈放と裁判の公正を要求し、次第に全国的に気運は高まっていった。一〇月二四日、仙台市レヂャーセンターで公正判決要請東北大会が開かれ、三〇〇〇名の参加者を前に左右両社会党、共産党、地元各労組代表が公正な裁判と無罪の判決要求を訴え、松本治一郎もこれに参加した。

一一月二日、東京京橋公会堂では松川事件公正判決要請・自由と人権を守る大会が開かれ、約一〇〇〇人の会衆が集った。国鉄労組吉村中闘委員は国鉄独自の立場からする事件の調査報告を行い、中野好夫も公正な裁判を求める訴えを行った。

当初判決日と予定されていた一一月五日の前日たる一一月四日には仙台でこれらの全国的な運動を集約して松川事件公正判決要請・自由と人権を守る全国大会が開かれ、京都、東京、北海道等から集った労働者、学生、文化人は口を揃えて被告の救援と裁判の公正、無罪の判決を要求し、就中総評大場総務部長は総評が従来松川事件を正しくとらえていなかったことについて反省し、広い国民運動の展開を訴えて会衆の共感を呼んだ。同大会は運動の発展のために次の八項を決議した。

一、一人でも多くの人に松川の真相を訴えましょう。労働者は労働者に、農民は農民に、商人は商人に、文学者は文学者に、美術家は美術家に、法律家は法律家に、宗教家は宗教家に、国内だけでなく国際的に訴えましょう。

二、あらゆる新聞、雑誌で松川の真相を訴えましょう。また読みましょう。

三、松川の集会や組織を職場や地域でたくさんもちましょう。

四、判決のひきのばし反対、公正判決、無罪釈放をハガキ、手紙、電報で仙台高裁鈴木禎次郎裁判長に要求しましょう。

五、被告と家族を激励する手紙や面会の慰問団を作り救援資金を送りましょう。

六、ファシズムに反対し民主主義と人権をまもり、第二、第三の松川の陰謀をうちくたく国民の力を固めましょう。

七、松川によせられた世界の人々の好意に感謝し、さらに世界の多くの人に訴えましょう。

八、真犯人を私たち一人一人が追及するために努力しましょう。

公正裁判、無罪釈放を要求した全国組織は一〇月三十一日現在で次の通りである。

日教組、国鉄、全造船、全港湾、全銀連、全建設、全商工、全金属、全電通、全日本印刷出版、全通労組、全日土建、自治労連、映演総連、東芝連合、全医療、産別、総評、炭労、全学連、婦人団体連合会、新医協、民科、労農党、共産党、民青団、日中友好協会、部落解放全国委、日本文化人会議、新日本文学会、キリスト教者平和の会、沖電労連、私鉄総連、全農林統計調査労組、海運産業労組中央協議会、全生保、全改良、全労働省労組連合会、全国自動車運輸労組連合会、全林野、全損保、等四八団体。

地方組織では北は北海道(北労会議、国鉄旭川・札幌各地本)から南は鹿児島(鹿児島地方労組評議会)に至る迄、全国の都道府県に及んだ。

二 文化人の間では亀井勝一郎が二月に裁判長に宛て、公正裁判を陳情したのを発端として、広津和郎が四月の雑誌「改造」に「裁判長よ勇気を」を寄稿して発言し、五月七日から始まった弁護人の最終弁論傍聴のため、宇野浩二と共に仙台に赴き、七月四日に両氏とも再度傍聴した。この頃からこれら作家の文筆活動は急に盛になって、吉岡達夫は「改造」九月号に「暗い裁判」、宇野浩二は「文芸春秋」一〇月号に「世にも不思議な物語」、一一月号に「続世にも不思議な物語」、広津和郎は「中央公論」一〇月号に「真実は訴える」を次々と発表して世論に訴え、その影響力は極めて注目すべきものがあった。

一〇月二六日、広津和郎、宇野浩二、志賀直哉、川端康成、武者小路実篤、井伏鱒二、吉川英

治、河盛好蔵、尾崎士郎ら著名文壇人九名は公正な判決を要請する連署状を袴田弁護士を通じて鈴木裁判長に送った。その内容は次の通りである。

松川事件第二審に際し、あなたが慎重かつ精密に事件の全ぼうをお取調になりました態度に私共は敬意と信頼とをもっております。原審の判決に納得の行かなかつた私どもは第二審においてこそ、あなたが私ども日本国民を納得させる公正な判決を下されることと信じております。裁判の公正が日本再建の源泉であると思ひます。私どもこの国に生きる安心と希望をあたえてくれる第一のものは裁判の公正ということであると思ひます。連署して一書を呈する次第であります。

更に新日本文学会が中心になって進められて来た文学者の連署によって裁判長に要請文を送る運動は、一月中旬に一二四名の文学者の署名を得て要旨次の様な要請文を送るに至った。

鈴木裁判長、いわゆる松川事件についての裁判が行われるに当りつぎの言葉をあなたに送りたいと思ひます。どうか証拠にもとづいて真実のために裁判をしていただきたい。あなたこそ最もよくご承知のことと思ひますが、犯行の証拠とされていたボール、スパナ、手袋の類が証拠でありえないものであったことは明らかになっています。歩行機能の障害がある一人の被告にとうてい不可能な速度の歩行が押しつけられていたことも明らかになっています。被告たちに有利な公立病院の証明が第一審で握りつぶされていた事実も明らかになっています。福島で共同謀議に参加したとされていた被告が、しかもこの被告は第一審判決で死刑を宣告されていますが、その当日東芝松川工場にいた事実も証言されています。全世界の声に耳をふさいで行われたローゼンバーグ夫妻の死刑執行は決してアメリカ合衆国裁判の名譽ではありません。啄木の指摘によって明らかな、政府の予断にそってなされた幸徳事件の結末はいまも恥辱として私たちに残されています。大津事件の児島惟謙の名が思出されるのも彼が政府の政治的要求に屈伏しなかつたからに外なりません。鈴木裁判長、松川の問題はもはや一つの裁判というところをふみこえて、日本の国民がその支柱とするところを持つか持たぬかの結着するところとなっています。

どうか証拠にもとづいて真実のために裁判して下さい。裁判は犯人をつくるためにあるのではないということをはっきりと明かにして下さい。一たん疑いをかけられたものは真の犯人が別に出てくるのでなければ、また被疑者自身わが手で真犯人をひき出してくるのでなければ自分が犯人と目されるのも仕方がないという悲惨な考え方の絶滅のため、裁判長として、国民の一人として、奮闘して下さい。

署名した文学者の中、主なる氏名は左の通りである。

大仏次郎、田村泰次郎、堀田善衛、江口渙、梅崎春生、小田切秀雄、金達寿、田宮虎彦、中野重治、水木洋子、坪田譲治、小牧近江、佐々木基一、臼井吉見、山本健吉、土岐善麿、内山敏、米川正夫、坂口安吾、伊藤永之介、阿川弘之、杉捷夫、徳永直、竹内好、野間宏、秋田雨雀、船山馨、中野好夫、石川淳、貴司山治、木下順二、渡辺一夫、阿部知二、青野季吉、椎名麟三、上林暁、平野謙、矢内原伊作、岸田国土、佐多稲子、吉野源三郎、三好達治、豊島与志堆、宮本顕治、片岡良一、本田喜代治、間宮茂輔、壺井繁治、壺井栄、本多秋五、蔵原惟人、石川達三、十返肇、加賀耿二、湯浅芳子、舟木重信、村山知義

判決直前に至って一月二九日号の週刊朝日を始めとして、週刊サンケイ、サンデー毎日等の週刊紙も松川事件の解説論評に多くの頁をさき、一〇月一八日付の朝日のほか読売、毎日の各紙も松川事件に関する全国的運動の報道や事件の経過、公判審理の内容等についての解説的記事を掲げ、いまや松川事件の判決の如何は全国民の注視の的となっているといわれた。文化人やジャーナリズムのとりあげた松川事件に関する論評は判決後に至って一層その数を増したのであるが、その主なものは次の通りである(主として月刊誌)。

世界 五三年二月 特輯「松川事件をめぐつて」
同年一月 「判決を待つ松川事件」
五四年一月 亀井勝一郎「裁判官の勇氣」

同年三月 特輯「裁判」
 中央公論 五三年一〇月 広津和郎「真実は訴える」
 五四年一月 同「裁判と国民」
 中島健蔵「松川裁判」
 五四年二月 堀田善衛「二つの衝撃」
 文芸春秋 五三年一〇月 宇野浩二「世にも不思議な物語」
 同年十一月 同「続世にも不思議な物語」
 五四年三月 末川博「裁判官笑う」
 宇野浩二「当て事と禪」
 平和 五三年五月 「松川事件の家族を訪ねて」
 同年十一月 岡林辰雄「真犯人は他にいる」
 五四年三月 中島健蔵「松川判決をきいて」
 改造 五三年四月 広津和郎「裁判長よ勇気を」
 同年九月 吉岡達夫「暗い裁判」
 五四年二月 中野好夫「こんごの問題」
 清水幾太郎「判決の日に」
 小説公園 五四年三月 池田みち子「松川事件」
 文芸 五四年二月 阿部知二「松川事件判決に寄せて」
 近代文学 五四年一月 同人へのアンケート「松川事件について」
 人民文学 五三年一〇月 徳永直「鈴木裁判長よあなたの任務は重い」
 文学の友 五四年一月 広津和郎「真実は勝つ」
 佐々木基一「客観主義の陥穽」
 同年二月 のせかつお他「判決」
 新潮 五四年三月 竹山道雄「世にも不思議な話？」
 文学芸術 七号 「松川事件と文学者の理性」他
 新女性 五三年一二月 片倉昇「松川事件と二人の作家」
 岩上順一「広津和郎と宇野浩二」
 五四年二月 「くるった歯車」
 婦人公論 五四年二月 高木明「松川事件はなぜ騒がれているか」
 葎 五四年「冬号」五巻六号 共同研究「松川公判」
 文学評論 五四年一月 神山彰一「松川裁判と日本の文学」
 新しい世界 五三年一〇月 上田誠一「松川事件についての私の疑問」
 新日本文学 五四年二月 中島健蔵「谷間の観測」他
 婦人公論 五四年二月 広津和郎他「松川事件の判決をみて」
 (単行本として)
 「愛情は壁を通して」 青木文庫
 「松川詩集」 宝文館

三 第二審公判は三月に高橋晴雄被告の身体障害に関する再鑑定書の提出があつて事実上の審理を終り、四月二八日に検察官は論告を行った。その内容は二審の審理によって一審判決の欠陥や検査の手落ちが明らかになった事実をみとめつつ、尚全員について有罪であるとなし、量刑についても一審判決通りの重刑を主張した。五月七日から一七二名の多数に達していた弁護団の最終弁論が始まり、七月二三日に終わったが、政党政派を超えた多数の弁護人は何れも声を揃えて全被告の無罪を論証した。判決言渡は十一月五日と予定された。その後一〇月二八日に至り裁判所は突然、判決文起草の遅延を理由に判決言渡期日を一二月二二日に延期することを決定し、各方面の反対と抗議に遇った。かくて言渡期日は一カ月半も延ばされたのであるが次第に判決が近づくにつれて運動は緊張と活発化を増していった。一二月一四日、松川事件被告団は要旨次の様な最後の訴えを發表した。

一二月二二日の判決日が目前に迫りました。この判決は私たちの生死を決定すると同時に日本国民がより以上の圧迫に苦しむか自由と民主主義を守り輝く前途への第一歩をふみだすかの岐路になっています。その重大な意味をもつ日が十数日のうちに迫って来ました。裁判が公正に行われるならば判決は全員無罪以外にありません。私たちは犯人でないし、またその証明は全く明らかに厳正になされています。しかしいま全日本をあげて生活と民族の独立をかちとるために大奮起しているとき第二審の判決は無罪の証明がいかにも十分であっても必ずしも無罪とはならない。無罪判決は決して容易ではありません。有罪の結果を利用して、国民の立上りを阻止しようとたくらむことは間違いなく考えられるところです。私どもはこのようなことを断じて許さぬためにここに最後のお願いを心から訴えるものであります。皆さん、十一月四日の松川事件公正判決要請全国大会の決議をあらゆる職場で地域で実行して下さい。そしてその中から判決日の傍聴と報告大会参加のために代表を圧倒的多数送り

こんで下さい。こうすることによって一二月二三日は全員が晴れ晴れとした顔で皆さまと固い
固い握手を交すことができると確信しております。私どもは最後の一秒までたたかいぬくもの
であります。

四 かくて一二月二二日午前一〇時、仙台高裁鈴木裁判長は歴史的な判決言渡を行ったのであるが、この日は全国から集った傍聴希望者と報道陣のために高裁附辺は混雑をきわめ、法廷に入りきれない傍聴者は正門前に一〇〇〇名近くも集まった。

判決の内容は多くの人たちの期待に反してその大綱において一審判決の事実認定を踏襲し二〇名の被告中、武田、斎藤、岡田の三名に無罪を言渡した他は一七名に有罪を宣告したのであった。その主文は次の通り。

原判決を破棄する。被告人鈴木信、同本田昇、同杉浦三郎及び同佐藤一を各死刑に処する。被告人高橋晴雄及び太田省次を各懲役拾五年に処する。被告人赤間勝美を懲役拾参年に処する。被告人浜崎二雄、同佐藤代治及び同加藤謙三を各懲役拾年に処する。被告人大内省三、同小林源三郎、同菊地武及び同二階堂武夫を各懲役七年に処する。被告人二階堂園子を懲役参年六月に処する。被告人二階堂園子に対し原審における未決勾留日数中九拾日を右本刑に算入する。

原審及び当審における訴訟費用中原審証人渡辺郁造、同村上光夫に支給した分を除くその余は被告人武田久、同斎藤千及び岡田十良松を除くその余の被告人一七名の連帯負担とする。被告人武田久、同斎藤千及び岡田十良松はいずれも無罪。

その理由の要旨は次の通り要約される。

(一)八名の被告が公判前に警察官や検察官、裁判官等に対してなした自白自認等は何れも任意になされたものとみとめる。いわゆる顛覆謝礼金の自白は取調官に対する迎合的態度と「取調官が何等か各人の供述を右程度に一致せしめるような取調をした」結果であって「各自白は不真実であることが明かであるが、「この謝礼金の自白もその任意性のみは之を肯定しうるものと認める」。

(二)列車顛覆作業については、その作業量、作業時間等について一審判決には誤りがあり、また赤間自白にも不合理があるが、証拠物たる自在スパナ一挺で継目板の取外しは可能であり、またバールで犬釘チョックの抜取りも可能である。

(三)八月一六日夜の本田被告のアリバイはみとめられない。

(四)高橋被告は、赤間自白の通りの歩行を行うことは常人でも不可能であるからまして身体障害のある同被告が一審判決認定の通りの歩行を行うことはできない。然し乍らもっとゆっくり歩いたものとみとめられる。

(五)八月一二日に国鉄から東芝に電話連絡があった事実はみとめられない。

(六)一審判決の認定した八月一三日の四つの謀議は何れも或程度これに該当する談合のあったことはみとめられるが、これをもって共同謀議ということはできない。従って武田、斎藤、岡田の三名については犯罪の証明がなく、二階堂武夫もまた共同正犯にはならない。

(七)一審判決の認定した八月一五日の午前の国鉄側謀議はみとめられる。

(八)同日正午頃からの佐藤を加えての国鉄事務所における謀議は、一審判決の通り、即ち太田自白の通りにはみとめられないが大体、犯行の日時、場所、人数等々につ

いて謀議があったという程度において肯認される。

(九)同日夕刻の東芝側の謀議も同じく一審判決通りのものとは認められない。併し乍ら大体これに相応するような謀議はあったものと認める。

(一〇)八月一六日夜の東芝側の二つの謀議についてはこれをみとめることができる。然し乍ら浜崎、佐藤の両名がその一の謀議に加わっている事実はみとめられぬ。

(一一)バール、スパナの盗出しについての自白には一部に不合理があるが、一審判決の認定に誤りはない。

(一二)顛覆作業及びその往復については歩行速度、作業量等について誤認があるが、大綱において一審の認定は正しい。

かくて二審の判決は宣告されたのであるが、この判決宣告は国民に大きな衝動をまきおこした。まづ被告団は宣告当日の休憩時間に次の様な声明を発表した。

真実をふみにじって本日鈴木裁判長は有罪の判決をくださった。これは裁判官の良心をすて、独立をうしない、人間性をなげすてたためである。二〇名が無実であり無罪であることは一切の証拠からまったくあきらかである。裁判官がどう判決しようとも真実はただ一つであり、けっしてうばいとすることはできない。われわれはこの真実をまもってあくまでたたかう。かならず無実をあきらかにし、国民のみなさまとともに正義と自由のためのたたかう。国民のみなさま、全世界のみなさま、どうか絶大な御援助をお願いいたします。

被告人と弁護人は、有罪の一七名について即日上告の手續をとった。裁判所前の大衆の集まりは直ちに抗議大会と化し、続いて全国的に抗議の集会が開かれた。

地元の仙台では、折から降り出した粉雪をけて労働者、学生、市民の二〇〇〇名の隊列はちょうちんをつけて市中のデモ行進を行い、市外の拘置所を往復し、更に同夜市公会堂で行われた抗議大会ははげしい抗議の決議を行った。東京では当日夜芝公会堂に一五〇〇名の大衆が集った。福島、札幌、横浜、大阪と相ついで抗議の大会がひらかれた。

岡田、斎藤、武田(以上無罪)、浜崎、佐藤代治、加藤、大内、小林、菊地、二階堂園子、二階堂武夫(以上保釈)、佐藤一(執行停止)の各被告は身柄の自由をえたが、病氣臥床中の被告を除いてその他の者は全国を手分けして判決の報告と救援の訴えに旅立った。

一二月から五四年一二月にかけてこれらの被告や弁護人を交えた大小の会合が全国で無数に開かれた。

かくて松川事件の救援運動は五四年にもちこされた。

海外から寄せられた判決に対する抗議は次の通りである。ロンドン港湾労働者代表ブルックス(五四・一・二三)、ドイツウッペルタールのW・ヘンスベルグ夫人(五四・一・二三)、オランダ運輸労組議長D・クライスマ(五四・一・二一)、ブダペスト一三区運輸労働者一同(五四・二・一三)、ストックホルムタクシー運転手共産主義者グループ書記B・V・ギーゼ(五四・一・二四)、英領ギアネジョージタウン人民進歩党委員長ジャネット・ジョーガン(五四・二・四)、ルクセンブルグ進歩的鉄道労働者グループ委員長ジョセフ・ミシェル(五四・一・三一)

他に五四年一月一九日付で世界労連加盟運輸・港湾・漁業インター書記長アンドレ・フレッサンからよせられた書信がある。

われわれは、一九五三年一二月二二日、仙台高等裁判所が日本及び世界の世論の決定的な抗議にも拘らず、松川事件四名の被告に死刑を他の被告に懲役を宣告したことを怒りを以て知りました。どうか犠牲者諸君にわれわれの心からの同情と、兄弟の連帯をお伝え下さい。われわれは日本政府と最高裁判所に対し、再び被告諸君の即時釈放を要求する強い抗議を行いつつあることをお知らせします。われわれは運輸労働者の全組織が彼等の連帯を表明し、日本の最高裁に要求を出すことを求めています。労働組合の挨拶を以て。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
